

# 小城市津波避難計画

平成 27 年 10 月  
佐賀県小城市





## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
<b>第2章 職員の初動体制</b>	2
1 職員の連絡・参集	2
2 津波情報の収集・伝達	2
3 海面監視・被害情報の収集	2
<b>第3章 避難準備情報・勧告・指示</b>	3
1 避難準備情報	3
2 避難勧告・指示の発令及び解除の基準	3
3 避難勧告・指示の発令及び解除の判断及び手順	3
4 伝達方法	3
5 伝達の確認	4
<b>第4章 水門等の閉鎖措置</b>	5
1 管理体制	5
2 閉鎖措置	5
3 不測の事態に備えて	5
<b>第5章 避難計画</b>	6
1 津波浸水想定区域図	6
2 避難対象地域	6
3 避難場所・避難目標地点	6
4 避難困難地域	7
5 避難ビル	8
6 避難路・避難経路	8
7 避難方法	10
8 通行止め・通行規制措置等	10
9 誘導灯・案内板等の設置	11
<b>第6章 災害時要援護者等対策</b>	12
1 災害時要援護者	12
2 観光客等	12
<b>第7章 避難対策の留意点</b>	14
1 漁港	14
2 干拓地	14
3 河川	14
<b>第8章 津波対策の教育、啓発</b>	15
<b>第9章 訓練の実施</b>	15
小城市津波ハザードマップ	16

# 第1章 総則

## 1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

また、この計画は、小城市が策定している地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

## 2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波浸水予想地域とは、津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。  
過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めるものとする。
- (2) 津波対象地域とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市が指定するものをいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域よりも広い範囲で指定する。
- (3) 避難困難地域とは、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
- (4) 避難路とは、避難する場合の経路で、市が指定するものをいう。
- (5) 避難経路とは、避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。
- (6) 避難場所とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましい。
- (7) 避難目標地点とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも避難場所とは一致しない。
- (8) 避難ビルとは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市、住民（自主防災組織）等と連携して指定・設定するものをいう。

※ (6)、(7)、(8)を総称して「避難先」という。

出典：津波対策推進マニュアル検討報告書

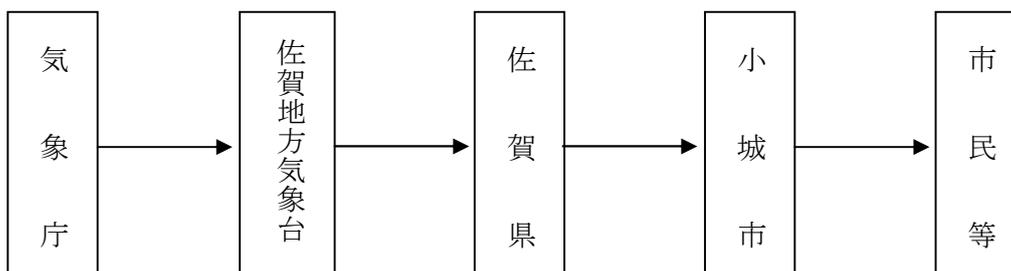
## 第2章 職員の初動体制

### 1 職員の連絡・参集

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発令された場合の、市職員（消防団を含む）の連絡・参集は「小城市地域防災計画」、「小城市職員用災害対策マニュアル」によるものとする。

### 2 津波情報の収集・伝達

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



- ・気象庁から佐賀県への伝達は、防災情報提供装置による。
- ・佐賀県から市への伝達は、佐賀県総合情報通信ネットワークシステムによる。
- ・市から住民等への伝達は、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、防災メール等による。

### 3 海面監視・被害情報の収集

海面監視は、高台等の安全な場所から海面状態を監視するものとする。

被害情報の収集は、次のとおりとする。

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
芦刈海岸 社搦排水機場付近	市消防団芦刈分団	一般加入電話、 携帯電話、無線 等	総務対策部 総括班 (TEL 37-6119)
芦刈海岸 佐賀県有明水産振興 センター付近			
六角川河口堰付近			

津波警報等発令時の初期活動は、「小城市職員用災害対策マニュアル」による。

被害情報の収集は、総務対策部情報記録班が行うほか、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

## 第3章 避難準備情報・勧告・指示

### 1 避難準備情報

市長は、避難措置にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難準備情報を発令するものとする。

### 2 避難勧告・指示の発令及び解除の基準

消防庁津波関連通知別添「沿岸地域における津波警戒の徹底について」（平成11年）に基づき、避難勧告・指示の発令基準は次のとおりとする。

(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、市長が、必要と認めたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から避難し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

(2) 気象庁から津波警報が発令された場合は、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

(3) 気象庁から津波注意報が発令された場合は、海水浴や磯釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起することが必要である。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波注意報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

(4) 避難勧告・指示の解除の基準は、気象庁による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とすることとする。

### 3 避難勧告・指示の発令及び解除の判断及び手順

避難勧告・指示の発令及び解除の判断は、市長が基準に該当する事態を認知した場合、すみやかに行うものとする。

市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、副市長、総務部長、防災対策課長の順でこれを代行する。

### 4 伝達方法

避難勧告・指示の発令及び解除の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、防災メールなど多様な手段を活用するとともに、自主防災組織、消防団、漁業協同組合等に要請して情報の伝達、広報を行うものとする。

避難準備情報・避難勧告・指示の発令内容の伝達文は、次の例文によるものとする。

≪【避難準備情報】の伝達文の例≫

こちらは、防災小城市役所です。○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りや障がいをお持ちの方、乳幼児、妊婦さんなどは、お早めに○○○○へ避難してください。その他の方々も避難の準備を始めてください。

(そのほか、「地震の発生により、○○分後には○○沿岸に津波が到達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

≪【避難勧告】の伝達文の例≫

こちらは、防災小城市役所です。○時○分に○○地区に対して避難勧告を出しました。直ちに○○○○へ避難してください。なお、津波浸水のおそれがあるため、○○○道は通行できません。

(そのほか、「地震の発生により、○○分後には○○沿岸に津波が到達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

≪【避難指示】の伝達文の例≫

こちらは、防災小城市役所です。○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。(堤防が決壊して／芦刈沿岸に津波が押し寄せ)大変危険な状況です。避難中の方は直ちに、○○○○への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物(例：鉄筋コンクリート造の建物の○階以上)に避難してください。なお、津波浸水のおそれがあるため、○○○道は通行できません。

## 5 伝達の確認

避難勧告・指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認することとする。このため、対象地域に居住若しくは滞在している市職員及び消防団員は、避難勧告・指示の発令及び解除を視聴した場合は、直ちに小城市災害対策本部(総務対策部)へ電話等により報告するものとする。

## 第4章 水門等の閉鎖措置

### 1 管理体制

市内に設置されている水門、樋門等について、津波時には、迅速な閉鎖が行われる管理体制及び伝達体制を確保するものとする。また、日頃から操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保するものとする。

#### 【水門・樋門等一覧】

##### ○福所江水系

水門・樋門等の名称	所在地	管理者	備考
社搦排水樋管	小城市芦刈町社搦	佐賀県	
石井水門	小城市芦刈町新村	佐賀県	
福所江水門	小城市芦刈町新村	佐賀県	

##### ○六角川・牛津川水系

水門・樋門等の名称	所在地	管理者	備考
宝永搦水門	小城市芦刈町弁財	佐賀県	
南里搦水門	小城市芦刈町住ノ江西	佐賀県	
六角川河口堰	小城市芦刈町住ノ江西	国	
芦刈排水樋管	小城市芦刈町住ノ江西	国	

### 2 閉鎖措置

水門、樋門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉（自動・遠隔操作を含む。）を行い、その操作の万全を期するものとする。

### 3 不測の事態に備えて

不測の事態により水門、樋門等が閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域図よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、津波による被害のおそれのある地域を、緩衝領域として広く指定するものとする。当該区域では、地域住民、民間事業者、防災関係機関、行政等が、津波への警戒意識を持ち、広く津波に備えるものとする。

## 第5章 避難計画

### 1 津波浸水想定区域図

県が作成した津波浸水想定区域図により、小城市予想最大浸水地域等を定めるものとする。

### 2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域よりも広い範囲で指定するものとする。

#### 【避難対象地域一覧】

避難対象校区	避難対象地区	備考
牛津小学校区	牛津町牛津の一部	
砥川小学校区	牛津町下砥川の一部	
芦刈小学校区	芦刈町全域（町分、中溝、小路の全域及び八枝、立野、虎坊、下古賀、西道免、東道免の一部を除く。）	

### 3 避難場所・避難目標地点

避難場所は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し、指定するものとする。

なお、指定にあたっては、津波は遠方の地震でも影響することがあり、避難勧告・指示発令後、避難が長期に及ぶ場合もあることから、情報機器、非常食料、毛布等の整備に努めるものとする。

小城市地域防災計画で避難所として定めている芦刈小学校区の避難所については、津波による浸水が予測され、津波発生時には利用できないことから避難場所として指定しないものとする。

避難目標地点は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、自主防災組織、住民等と協議し、避難困難地域の避難者や災害時要援護者、逃げ遅れた避難者などを勘案して設定するものとする。

#### 【避難場所一覧】

○牛津小学校区（牛津町牛津の一部）

名称	住所	電話番号	備考
牛津小学校	牛津町柿樋瀬 922	66-0047	

○砥川小学校区（牛津町下砥川の一部）

名 称	住 所	電話番号	備 考
砥川保育園	牛津町上砥川 1413-1	66-0562	

○芦刈小学校区（芦刈町全域（町分、中溝、小路の全域及び八枝、立野、虎坊、下古賀、西道免、東道免の一部を除く。））

名 称	住 所	電話番号	備 考
牛津中学校	牛津町牛津 549	66-0022	避難先順①
牛津武道館	牛津町牛津 556-1	66-5259	避難先順②
牛津公民館	牛津町柿樋瀬 1100-1	37-6135	避難先順③
牛津体育センター	牛津町柿樋瀬 1100-1	66-4127	避難先順④
牛津公民館別館	牛津町勝 1324-1	37-6143	避難先順⑤
牛津保健福祉センター	牛津町勝 1221-1	51-5515	避難先順⑥
砥川小学校	牛津町上砥川 1405	66-0130	避難先順⑦

#### 4 避難困難地域

避難困難地域は、避難時の住民の歩行速度から、津波シミュレーションにおける津波の到達予想時間内に、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を抽出したものであり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者においては、歩行速度が遅いことも考慮する必要がある。

本市においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震による津波の到達予想時間が1時間10分であることから、地震発生後10分後に避難を開始したとして、避難対象地域内で、避難目標地点までの距離が3,168mの地域が該当するものである。（群衆歩行速度0.88m/秒）

#### 5 避難ビル

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急的・一時的に避難することのできる避難ビル（一時避難所<sup>いっとき</sup>）を、自主防災組織、住民等及びビル所有者と協議して指定・設定するものとする。

指定・設定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・耐震性が確保されていること。
- ・津波に対する構造安全性が確保されていること（原則としてRCまたはSRC構造）。
- ・安全な高さに避難スペースが確保でき、容易にアクセス可能であること。
- ・円滑な開錠が可能であること。

避難ビルの概要は、以下のとおりである。

【避難ビル一覧表（<sup>いっどき</sup>一時避難所）】

名 称	住 所	電話番号	構造	備 考
芦刈小学校	芦刈町三王崎 14	66-0403	RC	2階以上を利用
芦刈中学校	芦刈町三王崎 14	66-0403	RC	〃
芦刈文化体育館	芦刈町三王崎 172-1	66-5691	RC	〃

6 避難路・避難経路

避難路は、安全性・機能性の確保を最優先に、次のような考えに基づき、指定するものとする。

- ・建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- ・防潮堤や胸壁等の避難障害物の回避対策（例：階段等の設置）が図られていること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路でないこと。
- ・できれば避難路に面して避難ビルがあること。
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること。

【避難路一覧表】

○牛津小学校区（牛津町牛津の一部）

路 線	備 考
主要地方道小城・牛津線	
県道川上・牛津線	
国道34号	牛津町牛津大橋（牛津町前満江地区）から東方面
県道別府・牛津停車場線	牛津町砥川大橋（牛津町新町地区）から東方面
市道西町線	
市道友田・八枝線	
県道多久・牛津線	

○砥川小学校区（牛津町下砥川の一部）

路 線	備 考
国道34号	牛津町牛津大橋（牛津町砥川町地区）から西方面
県道別府・牛津停車場線	牛津町砥川大橋（牛津町砥川町地区）から西方面
市道谷線	
市道寺町・蒲原線	
市道蒲原・永田線	

○芦刈小学校区（芦刈町全域）

路 線	備 考
有明海沿岸道路	
県道川上・牛津線	
県道江北芦刈線	
市道練ヶ里幹線	
主要地方道牛津・芦刈線	
市道小路・中溝線	
市道町分・道免線	
市道道免・社搦線	
市道永田・道免線	
市道小路・八枝線	
市道八枝・六丁線	

また、避難経路については、自主防災組織、住民等において、次のような考えに基づき設定するものとする。

- ・建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路でないこと。
- ・避難路に面して避難ビルがあること。

## 7 避難方法

避難にあたって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがある。
  - ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故によって円滑な避難を妨げるおそれがある。
  - ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。
- ただし、以下の場合においては、自動車等の使用を検討するものとする。
- ・高齢者等で、徒歩での避難が困難な場合
  - ・避難困難地域で、避難ビル等の適切な避難先が存在しない場合
  - ・自動車利用による渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがない場合

## 8 通行止め・通行規制措置等

津波が押し寄せてくる方向への避難は行わないという考えに基づき、国道207号・国道34号以南の路線（区間）について、通行止め・通行規制等を行うものとする。

### 【通行止め・通行規制等を行う路線・区間】

路線	区間
国道207号	国道207号と市道町分・道免線の交差点から南方面
国道207号	国道207号と市道幹線水路線の交差点から南方面
国道207号	国道207号と主要地方道牛津・芦刈線の交差点から西・南方面
国道207号	牛津町本町交差点から南方面
国道207号	牛津町江津交差点から南方面
国道207号	国道207号と市道牛津駅前線の交差点から南方面
国道34号	国道34号と満神排水機場線の交差点から南方面
国道34号	牛津町砥川小学校前交差点から南方面

なお、通行止め・通行規制等は、道路管理者、警察等と協力し、次の手順により行うものとする。

- ①関係者の相互連絡、情報交換
- ②規制措置の決定（実施責任者：道路管理者、警察）
- ③迂回路の選定
- ④交通規制の標識等の設置
- ⑤警察官又は関係職員の現地配置
- ⑥広報

## 9 誘導灯・案内板等の設置

避難所への避難標識として、次の図記号を基本として、今後、避難路に誘導灯及び案内板の設置を検討し、津波防災の啓発に努めるものとする。

■ 津波注意



■ 津波避難場所



■ 津波避難ビル



出典：日本工業規格 JISZ8210「案内  
図記号」

## 第6章 災害時要援護者等対策

### 1 災害時要援護者

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が的確に行えるよう支援対策を定めるものとする。

#### (1) 環境整備

市は、避難場所、避難路の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実情を踏まえ、安全性や機能性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努めるものとする。

#### (2) 情報伝達

津波予報、避難準備情報・勧告等の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、防災メール等の伝達が主体となっているため、市は、避難行動要支援者の態様に応じ、情報伝達手法に配慮するとともに、登録支援者や近隣者による支援体制の確立に努めるものとする。

#### (3) 社会福祉施設等の避難対策

市は、障がい者や高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導するものとする。

#### (4) 在宅者への対策

ア 市は、あらかじめ自主防災組織毎に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難にあたり、介護を要する避難行動要支援者の現状把握に努め、消防団や自主防災組織、事務所等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制整備について指導するものとする。

イ 津波発生のおそれにより、市長から避難準備情報・避難勧告・避難指示が出されたときには、アに掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として、本人の親族又は登録している支援者本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者等が担当するものとする。

#### (5) 啓発

市は、災害時要援護者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発するものとする。

### 2 観光客等

観光協会や漁協等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定めるものとする。

#### (1) 情報伝達

観光施設、漁協施設等の施設管理者及び屋外者等に対して、防災行政無線（同報系）、

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、サイレン等により伝達手段を確保するものとする。

(2) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

市は、観光客など地理不案内の外来者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波来襲時間や高さの表示、避難方向（誘導）や避難場所等を示した案内看板等の設置について必要に応じ検討するものとする。

## 第7章 避難対策の留意点

### 1 漁港

漁港における避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定めるものとする。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う）。
- (3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を検討するものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。
- (4) (1)及び(2)の措置を講じるにあたり、船舶管理者が車輛で港湾・漁港に駆けつける場合、津波による車輛の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

### 2 干拓地

干拓地において予想される地震・津波時の被害状況を踏まえ、津波避難対策においては次の点に留意するものとする。

- ・ 干拓地のように地盤が軟弱な低平地では、地震動による液状化や地盤沈下といった地盤災害に加え、津波による浸水域も広がる可能性があるため、避難路、避難場所等の設定に配慮するものとする。

### 3 河川

市内の河川（六角川・牛津川・福所江等）において予想される地震被害、津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては、次の点に留意するものとする。

- ・ 河川周辺は、多目的（広場、公園、アウトドアレジャーなど）に利用され、不特定の人が訪れる場所となっているため、河川も、海岸沿いと同じように、利用者へ防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン等により情報伝達を行うものとする。

## 第8章 津波対策の教育、啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、まず、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な事項を周知徹底させ、実行させることが大切である。こうしたことに配慮して教育・啓発は、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化）に応じて取り組みを進めるものとする。

### (1) 津波防災啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞などの公共マスメディアやパンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等を活用するものとする。また、津波啓発看板等や予想される津波の来襲時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等の利用及び設置を検討するものとする。

### (2) 津波防災啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民への日頃から防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

### (3) 津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織、婦人会、自治会等）、事業所等を活用するものとする。

### (4) 災害記憶の継承

文献や他県における過去の災害事例、行政対応、生活への影響などの資料を収集整理しながら、住民の意識啓発に活用するものとする。

### (5) 地域防災リーダーの活用と自主防災組織の育成

佐賀県が養成した地域防災リーダーと連携し、地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、効果的な活動ができる方策を検討するものとする。

### (6) 観光客等に対する啓発

観光等に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を啓発するものとする。

### (7) 防災関係機関との情報共有と連携

防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連携を図るものとする。

## 第9章 訓練の実施

佐賀県や防災関係機関等の防災訓練等を活用して、津波避難を想定した避難訓練に取り組むものとする。

# 小城市津波ハザードマップ

## ●津波ハザードマップの策定

このハザードマップの浸水想定区域は、佐賀県が作成したもので、最大クラスの津波が悪条件下において発生した際に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

実際の地震発生時には、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。また、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

図1 浸水想定用語

